

議 第 7 号 議 案

児童手当の支給制限の導入に反対する意見書の提出について
児童手当の支給制限の導入に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年3月5日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 伊勢田 幸 正

同 根 岸 操

提 案 理 由

児童手当の支給制限の導入に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

児童手当の支給制限の導入に反対する意見書

菅政権は中学生以下の子どもがいる世帯へ支給している児童手当について、主たる生計者の年収が1,200万円以上の世帯（子ども2人で配偶者が扶養親族の場合）を特例給付の対象から除外する法案を国会に提出している。これは子育てを社会全体で支えるという理念をいっそう後退させるもので、「国難」と位置付ける少子化の対策としても逆行するものである。

今回の改定案による支給削減額は約370億円で、影響を受ける児童数は全体の4%、61万人に上るとされる。1,200万円以上の世帯は、配偶者控除や高校無償化の対象からも除外されているうえ、かつて存在した年少扶養控除も子ども手当の創設と引き換えに廃止されたままとなっている。

日本の子育て予算は世界最低水準となっている。政府の2020年度(令和2年度)版の『少子化社会対策白書』も「欧州諸国と比べて低水準となっており、現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さい」と認めているほどである。

政府は、今回の改定で生まれた財源を待機児童対策に充てるとしているが、今必要なことは、少ない子育て関連予算を抜本的に増やすことである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、児童手当の支給制限の導入を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様